

公益財団法人北海道農業公社
平成27年度 第2回入札監視委員会審議概要

開催日 平成27年10月22日(木)
場 所 公益財団法人北海道農業公社 5階会議室
委員長 伊藤 隆道 (弁護士)
委 員 太田 武司 (公認会計士、税理士)
委 員 長澤 徹明 (北海道大学名誉教授)

議事等

1 報告事項

- (1) 平成26年度発注工事等審議結果について
- (2) 平成27年度現地調査について
- (3) 平成27年度上期(4月～9月)入札執行状況について
- (4) 平成27年度上期(4月～9月)入札結果に関する抽出案件について

2 審議事項

- (1) 平成27年度上期(4月～9月)に関する抽出案件の審議について【総件数6件】

○建設工事【制限付一般競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 興栄地区 第62工区
- イ 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) あさひ上風連地区 第62工区
- ウ 公社営農場リース事業 27別海第1地区 第2工区
- エ 公社営農場リース事業 27厚岸地区 第2工区

○委託業務【指名競争入札】

- ア 公社営農場リース事業 27豊富第1地区 第2委託
- イ 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 枝幸東部地区 第4委託

【審議概要】

委員からの意見・質問等、それに対する回答・説明等の概要は次のとおり。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<p>○制限付一般競争入札</p> <ul style="list-style-type: none">本工区における入札参加資格要件のうち、地域要件については、「北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者」としている。具体的にはどのような営業所をいうのか。また、他の工区地域要件で設定している「北海道内に主たる営業所を有する者」とは、要件を設定する上で、どのような違いがあるのか。本工区は、搾乳ロボット（搾乳施設）及びバーンスクレッパ（糞尿搬出施設）の機械器具設置工事であるが、類似工事施工実績に係る要件の設定にあたっては、搾乳施設設置工事、糞尿搬出施設設置工事又は飼料混合調製給餌施設設置工事の施工実績を求めている。 このことから、入札参加資格審査申請者の提出した類似工事施工実績調書の内容は、必ずしも搾乳ロボット及びバーンスクレッパにおける施工実績となっていないが、品質確保の観点から問題等はないのか。本工区は、建築工事C等級に該当する工事であるが、格付等級に係る入札参加資格要件を拡大し、「C等級またはB等級」としたところ、入札に参加した者はB等級に格付された者となっている。入札参加資格要件の緩和による効果と思われるが、要件緩和に係る経緯等について確認したい。	<ul style="list-style-type: none">「建設業法第3条第1項に規定する営業所」に該当する営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。また、建設業法上の「主たる営業所」では、通常、本店がそれに該当します。 地域要件の設定に当たっては、契約の適正な履行及び競争性を確保できる範囲内において、一定地域内に主たる営業所を有することを基本としていますが、本工区における工事種別は家畜の生態に密接に関わる施設の機械器具設置工事であり、地域要件を「北海道に主たる営業所」に設定した場合、競争性が確保できないと判断し、「建設業法第3条第1項に規定する営業所」まで広げた経緯にあります。搾乳施設設置工事、糞尿搬出施設設置工事又は飼料混合調製給餌施設設置工事といった畜舎に付帯する機械器具の施工実績を有する者であれば、適正な施工の確保や品質の確保が図られるものと捉えております。入札参加資格要件の緩和については、昨年度の入札不調などの発生を考慮し、競争性等を確保する観点から、格付等級の一部において拡大を図ったところ。具体的には、建築工事及び農業土木工事を対象として、格付等級に係る入札参加資格要件については、原則として予定価格に対応する等級に格付された者を参加要件としていましたが、B等級格付工事においては「B等級またはA等級」、C等級格付工事においては「C等級またはB等級」の直近上位の等級まで、入札参加を可能としております。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<ul style="list-style-type: none"> 本工区の入札参加者は1者のみであるが、1者で入札は成立するのか。 	<p>また、A等級格付工事については、地域要件を拡大し、従前は「隣接振興局管内に主たる営業所を有すること」と設定していたものを、「北海道内に主たる営業所を有すること」に拡大しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札における入札執行の取扱いとしては、入札執行後に予定価格を公表する場合においては、「入札者が1者しかいないときであっても、入札を執行するものとする。」と規定しており、入札は成立することとなっております。 <p>なお、一般競争入札にあつては、入札を公表した時点から、入札参加者数にかかわらず、競争性は確保されているものと考えておりますが、指名競争入札については、「入札者が1者しかいない場合は、入札を中止するもの」としております。</p>

注) 一部重複する確認事項等については除くものとする。